五泉市農業委員会

令和８年　第６回　定例総会議事録

会議開催　　令和８年６月 30 日(火)　午後２時 00 分
場　　所　　五泉市役所　４階　401 会議室

出出席委員(17 人)

１番　渡邉　利雄	２番　亀山　公子
３番　大槻　彰吉	４番　長谷川　亘
５番　深井　秋彦	６番　（欠席）
７番　髙橋　喜美子	８番　権平　孝男
９番　武藤　智暁	10 番　（欠席）
11 番　川瀬　福司	12 番　井上　百合子
13 番　清田　ひろみ	14 番　村田　和賢
15 番　金子　郁夫	16 番　酒井　美奈子
17 番　大湊　賢吉	18 番　金子　信行
19 番　松尾　タカ子	

欠席委員(２人)

６番　大湊　弘明	10 番　樋口　勝俊

関係説明者

局　長	松尾　聡	次　長	本間　泰巳
村松事務所長	牛膓　修啓	係　長	星　恵里子
主　事	猪俣　暁広		

日　　程　１．開　会
２．会長挨拶
３．総会成立宣言
４．会期日程
５．議事録署名委員の指名
６．農地パトロールの報告
７．議　件
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　農地転用事業計画変更承認申請について

議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第５号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画申請の取消しについて
議案第６号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について
・所有権移転案件
・利用権設定・転貸案件

８．報告事項
報告第１号　令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

１　開会

司　会　　それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和８年第６回定例総会を開催いたします。
松尾会長からごあいさつをいただきまして、その後は、五泉市農業委員会会議規則第４条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

２　会長あいさつ

松尾会長　　（あいさつ）

３　総会成立宣言

議　長　　それでは、ただいまから、令和８年第６回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は、19 人中 17 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、６番・大湊弘明委員 10 番・樋口勝俊委員から欠席する旨の連絡がありましたので、報告いたします。

４　会期の日程について

議　長　　次に、日程４、会期の日程についてでありますが、本日１日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議無しということで、左様決定いたします。

５　議事録署名委員及び記録員の指名について

議　長　　次に、日程５、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。
五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

議　長　　ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、 13 番・清田ひろみ 委員、14 番・村田和賢 委員　にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお願いします。

６　農地パトロールの報告

議　長　　次に、日程６、農地パトロールの報告であります。

調査班の班長、９番・武藤智暁委員から、報告をお願いします。

調査班長（武藤智暁　委員）

はい、議長。議席番号９番、現地調査班 武藤です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として６月の農地パトロールを実施しました。

本日９時から私ほか、髙橋　委員、波多野保　推進委員、板垣　推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、一本杉、赤羽、菅出、木越、丸田、五泉字滝沢、五泉字茄子郷屋、能代、太田２丁目、村松地区では、南田中、笹野町、蛭野、本田屋等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議　長　　ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、報告のとおりとします。

７　議件　／　議第１号

議　長　　最初に、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第３条の規定による許可申請は、総数 14 件で、売買が５件、贈与が２件、賃貸借が７件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

３ページをご覧ください。

番号１番から５番は売買の案件です。

番号１番は、田３筆 2,082 ㎡、番号２番は、４ページをご覧ください。田４筆 9,173 ㎡、番号３番は、田３筆 1,358 ㎡、番号４番は、田１筆 396 ㎡、畑１筆 145 ㎡、合計面積 541 ㎡、番号５番は、５ページをご覧ください。畑２筆 722 ㎡、

これらを議案書の備考欄に記載されている金額で売買するものであります。

続きまして、番号６番から番号７番は贈与の案件です。５ページをご覧ください。

番号６番は、畑１筆 308 ㎡を近隣に住む農業者に贈与するものです。番号７番は、６ページをご覧ください。田４筆 2,962 ㎡、畑１筆 68 ㎡、合計面積 3,030 ㎡を借りて耕作されていた方へ贈与するものです。

続きまして、番号８番から番号 14 番は賃貸借の案件です。６ページをご覧ください。

番号８番は、田１筆 3,240 ㎡、番号９番は、７ページをご覧ください。田３筆 2,578 ㎡、番号 10 番は、田３筆 3,492 ㎡、番号 11 番は、８ページをご覧ください。田８筆 6,283 ㎡、番号 12 番は、９ページをご覧ください。田１筆 1,849 ㎡、番号 13 番は、田４筆 3,103 ㎡、番号 14 番は、10 ページをご覧ください。田３筆 3,103 ㎡、

これらを議案書の備考欄に記載されている通り、貸し借りするものであります。

なお、すべての申請地を事務局で事前に確認を行っているところであります。本日の現地確認は、申請のうち、番号 10 番から番号 14 番は、農業経営基盤強化促進法からによる更新手続きであるため、省略といたしましたので、ご了承願います。

11 ページから 24 ページをご覧ください。

番号１番から番号 14 番の案件について、農地法第３条第２項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（武藤智暁　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は、一本杉地内の田、番号２番は、赤羽地内の田、番号３番及び番号４番は、丸田地内の田及び畑、番号５番は、南田中地内の畑、番号６番は、木越地内の畑、番号７番は、笹野町地内の田及び畑、番号８番は、菅出地内の田、番号９番は、五泉字滝沢地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定

することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第１号・農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第２号

議　長　　続きまして、「議第２号・農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。

今回の農地法第４条の規定による許可申請は、総数１件であります。

27 ページをご覧ください。

番号１番は、能代地内の登記地目 田１筆、196 ㎡を農業用施設建築用地とする永久転用の案件であります。申請地は、能代地内の 200 ㎡未満の農地であり、潰廃による届出をすることが出来ますが、隣接の宅地に続いて、建物を建てることを計画しておりますので、今回、農地法第４条の許可申請での永久転用として、受付けたものであります。

35 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ-(イ)-ｃ-(ｅ)」であります。

申請地は、おおむね 10ha 以上の広がりのある農地の一部で、第１種農地と判定されます。本来転用は不許可となりますが、集落に接続して設置されるものであり、周辺への影響も少ないと考えられるため、いわゆる「にじみ出し」による転用として、止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（武藤智暁　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は、能代地内で、育苗ハウスが一部かかっている農地でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。

「議第２号・農地法第４条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第２号・農地法第４条の規定による許可申請については、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第３号

議　長　　続きまして、「議第３号・農地転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業計画の変更承認申請は、総数１件で、計画者の承継が１件であります。

39 ページをご覧ください。

番号１番は個人住宅建築敷地として平成 18 年に転用許可を受けておりましたが、埋め立て後に計画の履行ができなくなったため、計画を承継者に譲り渡すものであります。

計画そのものの内容については５条許可申請が併せて提出されていますので、議第４号で説明いたしますので、事業計画変更は、計画者の承継という部分につきまして、ご審議をお願いいたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（武藤智暁　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は太田２丁目地内の埋め立て済みの田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決に入ります。
「議第３号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第３号・農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第４号
議　長　　続きまして、「議第４号・農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

星係長　　はい、議長。

議　長　　星係長。

星係長　　はい、議長。説明をいたします。
今回の農地法第５条の規定による許可申請は、総数３件で、使用貸借が２件、売買が１件であります。
51 ページをご覧ください。
番号１番は、先ほどご承認いただきました、議第３号 農地転用事業計画変更承認申請と併せて提出されたものです。太田２丁目地内の登記地目 田１筆 433 ㎡を個人住築敷地とする永久転用案件で、親族間による使用貸借となります。
59 ページの審査表をご覧ください。
許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-ｂ-（ｃ）」であります。
申請地は、太田２丁目地内の都市計画用途地域内にあり、第３種農地と判定されます。
第３種農地は転用を認めるとされており、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。
51 ページに戻っていただき、番号２番は、五泉字茄子郷屋地内の登記地目 田１筆 231 ㎡、畑２筆 260 ㎡、合計面積 491 ㎡を個人住宅建築とする永久転用案件で、親族間による使用貸借となります。申請地において、譲渡人が、昭和 60 年頃に、ブロック塀を設置しておりました。また、申請地の一部は、砂利等を敷いて乗り入れ部分とし

て使用してされており、始末書を添付したうえでの申請となりました。

67 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「イ-(イ)-ｃ-(ｅ)」であります。

申請地は、おおむね 10ha 以上の広がりのある農地の一部で、第１種農地と判定されます。

本来転用は不許可となりますが、集落・宅地に接続して設置されるものであり、周辺への影響も少ないと考えられるため、いわゆる「にじみ出し」による転用として、止むを得ないものと判断いたしました。

51 ページに戻っていただき、番号３番は、菅出地内の登記地目 畑１筆、面積 495 ㎡を取水設備用地とする永久転用案件で、売買となります。

76 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「カ-(ア)」であります。

申請地は、菅出地内で第１種にも第３種にも該当しない第２種農地と判定されます。

農地の広がりが 10ha 未満の地域であり、周辺への影響も少ないと考えられるため、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定くださるようお願いいたします。

議　長　　ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（武藤智暁　委員）

はい、議長。説明いたします。

番号１番は、太田２丁目地内の埋め立て済みの田、番号２番の五泉字茄子郷屋地内の田及び畑は、事務局の説明があったとおりの状況で、一部ブロック塀及び砂利敷等の乗り入れ部分がかかっており、一部は休耕畑であり、番号３番は、菅出地内の休耕畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男　委員

はい、議長。

議　長　　はい、権平孝男委員。

権平孝男　委員

議席番号８番権平です。

事業計画変更があった案件ですが、平成 18 年に許可を得たということで、本来であれば、登記を宅地に変えないとならなかった訳ですよね。

また、我々農地パトロールで見て回る訳ですよね。なぜ、今回計画変更ということ

になったのか。他の箇所もあるわけですし、ほったらかしにしていた我々の落ち度もあると思いますけれども。

議　長　　はい、事務局。

星係長　　はい、議長。
直近の３年間の転用案件につきましては、夏の農地パトロール等で皆様にも確認していただいているとおり、100%転用の方を実行なり、着工しているということで記録も残っております。
平成の頃のものにつきましては、追って確認をしていきたいなと考えております。

権平孝男　委員
登記を直していない訳ですよね。

星係長　　先月もあったかと思うんですけれども、許可を受けているけれども、実行ができなかったという案件が続いておりまして、建物を建てた上で登記をかけているという事例が多いようでありまして、物が建っていない状態で登記を変更する事例が少ないというのが見受けられております。整地しているのか、田なのか、畑なのか区別がつきにくい案件については、申請者が建物を建てた上で登記申請をされているというのが見受けられます。

権平孝男　委員
２番目の案件ですが、始末書が提出されておりますけれども、なぜこういうことになったのか不思議なところもあります。

議　長　　他にありますか。

議　長　　無ければ、採決に入ります。
「議第４号・農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第４号・農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第５号
議　長　　続きまして、「議第５号・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画申請の取消しについて」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　　はい、議長。説明いたします。
79 ページをご覧ください。
令和８年第４回総会で意思決定しました所有権移転の案件について、申請書に記載の譲渡人、譲受人から取消の申請があったため、上程するものです。譲渡人、譲受人からは､所有権移転を行う予定がない農地を､誤って含めたうえで申し出ていたため、取り消したいという旨を伺っております。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

深井秋彦　委員
はい、議長。

議　長　　はい、深井秋彦委員。

深井秋彦　委員
議席番号５番深井です。
農地が存在しないということなのですか。

議　長　　はい、事務局。

猪俣主事　　はい、議長。
売買を行わない農地を含めた上で、申請をしていたという状況になりますので取り消しを行うものになります。

深井秋彦　委員
実際土地はあるのですよね。

猪俣主事　　あります。

議　長　　他にありますか。

議　長　　無ければ、採決に入ります。
「議第５号･農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用

集積等促進計画申請の取消しについて」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「議第５号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画申請の取消しについて」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第６号（①所有権移転案件）

議　長　　続きまして、「議第６号・農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。

はじめに、「所有権移転案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　　はい、議長。説明いたします。

83 ページをご覧ください。

今月の「所有権移転案件」について、３件の申し出がありました。

83 ページから 88 ページは所有権移転の案件です。

番号１番から６番の内容については、令和８年６月 15 日開催のあっせん審査委員会において審議し、妥当であるとの審査結果を得ています。

合計３件、20 筆、合計面積は 26,291 ㎡です。

89 ページ、90 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。

「所有権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「所有権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

７　議件　／　議第６号（②利用権設定・転貸案件）

議　長　　続きまして、「利用権設定・転貸案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

猪俣主事　　はい、議長。

議　長　　猪俣主事。

猪俣主事　　はい、議長。説明いたします。
91 ページをご覧ください。
今月の「利用権設定・転貸案件」について、15 件の申し出がありました。
91 ページから 129 ページは利用権設定・転貸の案件です。
合計 15 件、132 筆、合計面積は 107,271.88 ㎡です。
うち、地域計画区域内が 13 件、128 筆、合計面積は 106,553.88 ㎡です。
地域計画区域外が２件、４筆、合計面積は 718 ㎡です。
地域計画区域外は、番号 15 番と 16 番、27 番と 28 番です。
131 ページから 134 ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第３項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議　長　　これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議　長　　無ければ、採決を行います。
「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議　長　　挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件は、原案のとおり決定されました。

８　報告事項

議　長　　続きまして、日程８、報告事項であります。
「報告第１号・令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」事務局より説明をお願いします。

本間次長　　はい、議長。

議　長　　本間次長。

本間次長　　はい、それでは私の方から「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」ご説明いたします。

農業委員会法第 37 条に、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の実施状況について、公表することが義務付けられています。令和７年度の最適化活動の点検・評価結果及び農業委員会における事務の実施状況等について、この６月の役員会及び総会で報告の後、農業委員会ホームページで公表を行うとともに県知事へ報告を行う予定です。内容について説明いたします。資料をご覧ください。

「Ⅰ農業委員会の状況（令和７年４月１日現在)」「１　農業委員会の現在の体制」ですが、農業委員数は 19 名、農地利用最適化推進委員は 29 名です。また、「２　農家・農地等の概要」については、総農家数 1,874 経営体、農業経営体数が 1,508 経営体、基幹的農業従事者数が 3,937 人、認定農業者数は 336 名、基本構想水準到達者が 92 名、農業参入法人は１経営体です。

次に、「Ⅱ最適化活動の実施状況」、「１　最適化活動の成果目標」、「(1) 農地の集積」、「①現状及び課題」ですが管内の農地面積 5,090ha に対してこれまでの集積面積が 3,053ha、集積率 60.0％となっております。「②目標」ですが令和 11 年度までに集積率 80％を目指し、令和７年度末までに 3,257ha、集積率 64.0％の目標に対し、集積面積の累計が　3,079ha、集積率 60.5％、目標に対する達成状況は 94.5％となりました。

続きまして「(2) 遊休農地の発生防止・解消」、「①現状及び課題」、「②目標」、「③実績」ですが、(草刈り等により直ちに耕作することが可能となるいわゆる) 緑区分の遊休農地面積が 1.21ha 令和７年度中に 0.61ha 解消され、令和８年度までに遊休農地解消を目指します。

次に「④その他」ですが、農地の利用状況調査を農業委員・推進委員で８月６日に市内一斉の調査を実施し、10 月までに調査結果を取りまとめました。

また、農地の利用意向調査を１１月に実施し、24 筆 2.10ha のうち 13 筆 1.50ha の遊休農地が解消されましたが、１１筆 0.60ha の遊休農地が８年度に繰り越されることになりました。

次に「(3) 新規参入の促進」、「①現状及び課題」、「②目標」、「③実績」ですが、新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表した面積はありませんでしたが、令和７年度は３経営体の新規参入がありました。

続きまして「２　最適化活動の活動目標」、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、月 12 日の最適化活動を目標にしましたが、月平均 11.1 日の実績で目標にはわずかに届きませんでした。「(2) 活動強化月間の設定」で「②実績」ですが７月～８月にかけて「農地の相談会」を開催し、新規就農希望者の相談、農地

の売買や貸借についての相談会を行い、11 月と１月に、地域計画の協議の場が開催され将来の農地について話し合いが行われました。また、９月～11 月を農地パトロール強化月間とし、遊休農地の発生防止と解消が行われました。

次のページ「(3) 新規参入相談会への参加」、「②実績」では８月 17 日に開催された「新規就農就業マッチングフェア」に農業経営後継者対策委員会の亀山委員長と深井委員の２名が参加しました。

最後に「Ⅲ事務の実施状況」ですが、「１　総会、部会の開催実績」は 12 回の定例総会と、４月の改選に伴う臨時総会の開催、「２　農地３条に基づく許可事務」、「３　農地転用に関する事務」は記載のとおりとなっております。

なお、「４　違反転用への対応」に関しては、違反転用解消のために実施した活動内容として、３月に行った農地に設置された広告看板に対して行った指導について記載しています。設置者が４月に看板撤去を行いましたが、令和７年度中の実績を記載のため、解消面積はゼロとなっております。

説明は以上になります。

議　長　　ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

深井秋彦　委員

はい、議長。

議　長　　はい、深井秋彦委員。

深井秋彦　委員

議席番号５番深井です。

139 ページ、基準構想水準到達者の定義をお教えください。

議　長　　はい、事務局。

本間次長　　はい、議長。

認定農業者にはならないのだけれども、条件を満たしている方になります。数値は持ち合わせておりません。必要あれば、後ほどお答えさせていただきます。

深井秋彦　委員

140 ページ、農地の集積面積で数値にずれがあるのですが、基準日の違いでしょうか。

本間次長　　令和７年度当初と末の差です。

議　長　　他にありますか。

無いようであれば、以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議

は終了いたしました。

これをもちまして、令和８年第６回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

（午後２時 48 分　閉会）